平成２２年（フ）第１１０号
横浜市栄区長沼町226番地　ヴィラージュ石井103号室
債務者　鈴木亜里沙（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７号
石川県鹿島郡中能登町二宮３部71番地２
債務者　澤田　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午後２時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第９６４号
大阪市住吉区東粉浜３丁目27番30―505号
債務者　坂本　稔史
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４４号
静岡県富士宮市淀平町558番地の６
債務者　西潟　真理
1　決定年月日時　平成22年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月８日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７号
香川県仲多度郡まんのう町長尾2135番地１
債務者　吉川やよい
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時55分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第１２９号
島根県浜田市日脚町360番地53―４―422
債務者　中田　礼子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１３０号
島根県浜田市日脚町360番地53―４―422
債務者　中田　　一
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第７号
島根県浜田市浅井町122番地５―１―1031
債務者　西藤　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２号
熊本県球磨郡錦町大字一武2146番地８
債務者　**贄**田　鉄男
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第７８０号
岡山市東区中尾１番地153
債務者　江口　博幸
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６１号
岡山市南区当新田351番地10　プレジール後楽Ⅱ203号室
債務者　井場未弥子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６号
岡山市北区旭本町１番58号　ニューマリッチＯ．K101
債務者　黒田　幸裕
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５号
大分県竹田市直入町大字長湯621番地１
債務者　安藤　　裕
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１９号
青森県むつ市金曲２丁目４番28号、旧住所青森県むつ市大曲１丁目15番10号
債務者　中村あさ子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
青森市大字新町野字菅谷51番地12　ファミリーハウス五番館コロンビア101号
債務者　岩田　美貴
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係